

# 工事完成保証書

保証開始日 2022年2月22日

工事番号 A - 12345

## 【注文者】

住所 243-0431 神奈川県海老名市上今泉〇丁目〇-〇  
氏名 海老名 太郎 様  
完了引渡日 2022年2月22日  
工事住所 243-0431 神奈川県海老名市上今泉〇丁目〇-〇  
工事名称 設備改修工事

## 【請負者】

住所 神奈川県海老名市上今泉3-1-5  
氏名 株式会社アートリビング  
代表取締役社長 小島 雅 (印)

## <<保証内容>>

	工事区分	保証の対象	保証期間	適用の除外	
長期保証	構造体	基礎	構造強度に影響を及ぼす 変形損壊・亀裂など	10年	・表面モルタルなど仕上げ面の亀裂
		床		5年	・材質的な収縮に起因し構造上とくに支障のないもの
		軸組			
		壁(下地・骨組)			
		屋根(下地及小屋組)			
一般保証	防水	屋根及び庇	雨漏り	3年	・建物の使用に影響のない軽微な透水または屋外面の水溜り ・家具・調度品等の破損
		外壁・ベランダ			
	構造体以外の 下地及び仕上	屋根及び庇	屋根の葺材・水切り・雨押さえ	2年	・標準以上の積雪に起因するもの
		室内の床	下地材・仕上材及び造作材	2年	・構造上・機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの ・ご入居者が取り付けた機器によるもの
		外壁			
		内壁			
		軒天井			
		室内天井			
		室内階段			
		雨樋	樋及び金物	2年	・標準以上の積雪・凍結・枯葉等の詰りに起因するもの
		内装	建材・クロス等の仕上材	1年	・構造上・機能上影響のない亀裂及び過度の暖房による ・作動に影響しない反り ・木材の軽微なひび割れ ・過度の暖房による変形 ・暴風雨、豪雨による一時的な雨水の浸入
		内装付属	アコーディオンカーテン・ブラインド・カーテン		
		内部・外部建具	建具及び付属部品		
		左官・タイル	壁・天井・床仕上材	3年	・歩行部分の汚れによる変色
		外壁塗装	塗装及び吹付仕上面	5年	・歩行部分の汚れによる変形
	屋根塗装	1年			
	木部・鉄部	漏水	2年	・家具・調度品等の汚損	
	便所・洗面・台所・浴室				
	設備機器	電灯、電話配線 動力設備	配線・配管及び付属機器 分電盤	2年	・電球・電池・パッキンなどの消耗品
		スイッチ・コンセント インターホン	器具及び付属器具	1年	・異物の詰り・凍結による破損・パッキンなどの消耗品
給排水設備・厨房設備		給排水配管・付属器具			
給湯・冷暖房設備		配管・付属器具			
外構	外構工事	テラス・門扉・フェンス カーポート・ポスト・門灯 インターホン	1年	・故障・破損・取り付けゆるみ・支持不良変形等の著しいもの ・著しい沈下、亀裂及びモルタルの剥離	
		ポーチ、土間、ブロック			
白蟻	白蟻工事	防蟻防虫処理を行った部分	5年	・水害、地震、雨漏り、水漏れ、建物の破損などの家屋管理の不手際や建物構造上の欠陥により白蟻が発生した場合	
雑工事	外部濡縁・パーゴラ・バルコニー	仕上材取付	1年		
	内部造作戸棚 収納家具・カーテンレール				

# 保証免責事項

- 1 火災、爆発等予期しない外来事故、及び予想外の地震、暴風雨、洪水、積雪、凍結等の自然現象に起因し、近隣住宅等と同程度の被害を受けたもの。
- 2 敷地周辺にわたる地盤の変動、地割れ、土砂崩れ及び塩害等特殊な周辺条件ならびに、周辺環境、公害、近隣の土木工事、建築工事、周辺地域の振動発生源に起因するもの。
- 3 住宅の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用をした事が起因の場合。
- 4 住宅の性質による結露、又は瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、退色、汚れ、コケ、その他の類似の事由による場合、もしくは過度の暖房や乾燥による収縮および音、臭いなどの官能的現象で使用上支障のないもの。
- 5 契約時、実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故に起因するもの。
- 6 落雷、落雷に起因する損傷、機能不良、漏水。
- 7 請負者が不適当であることを指摘した施工方法にもかかわらず、注文者が承知で施工したものに起因する場合。
- 8 注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
- 9 仕上げの傷で、引渡し時に申し出がなかったもの。
- 10 構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。(増改築・改修工事のみ適用)
- 11 引渡し後、屋根・外壁等にベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行い、これに起因するもの。
- 12 保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保障該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
- 13 入居者、又は第三者の故意、又は過失に起因するもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
- 14 前各号による場合のほか、保証内容に記載されている「適用の除外」欄に掲げるものに該当するもの。

〈注〉保証の内容における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合であって、通常修理が必要と思われる程度をいいます。

※付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証期間によるものとします。